# 5-1 防災指針の方針

○居住や都市機能誘導に必要となる防災・減災等に関する指針。

# 5-2 本市における防災・減災の分析

○市全域における**災害予測及び地理的特徴を分析**し、 **防災・減災の方向性**を整理します。

# 5-3 防災・減災に関するの課題整理と取組方針

- ○分析結果と土地利用の状況等を重ね合わせ、課題の抽出を行 います。
- ○災害予測の種類、地理的特徴等ごとの課題に応じ、<u>ソフ</u> ト・ハード両面から、取組の方向性を整理します。

# 5-4 取組推進にあたって

○防災・減災に関する個別具体的な取組内容や実施期間を記載します。 **都市マスの分類表現を踏襲** 

第二回策定委員会での意見を踏まえ、以下の点について更新しています。

- \_「<u>災害リスク</u>を踏まえて」という表現ではなく、「<u>災害予測・地理的</u> <u>特徴・防災・減災</u>の取組み等を踏まえて」に修正(全章通して)
- \_<mark>災害予測</mark>に関する指定区域(上段の表)と、地理的特徴(下段の表) を分けて表現。
- \_章構成として、要約表示が可能な箇所について修正。あわせて、具体的な取組等の分類表示については、都市マスでの表現を踏襲。(第7、8章の防災・減災の項目にも反映)

#### ■:居住誘導区域に該当箇所なし

|      | 予測<br>重類 | 区域図等                                     | 想定される区域の内容   |  |
|------|----------|--|--|--|
| 地震   |          | 震動予測                                     | 府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断<br>層による内陸直下型地震と、海溝型地震(南<br>海トラフ巨大地震)による被害を想定  |  |
| 水害   | 洪水       | 想定最大規模路雨時の<br>浸水深・浸水継続時間・<br>家屋倒壊等氾濫想定区域 | 本市域内では、水防法第14条第1項の規定により、令和元年(2019年)11月に大和川水系西除川ブロック(西除川、三津屋川、東<br>除川他)にかかる洪水浸水想定区域が指定されている。(おおむね1,000年に1回程度<br>の降雨を想定) |  |
|      |          | 計画規模降雨時の<br>浸水深                          | おおむね 100 年に1回程度の降雨を想定  |  |
|      | 内水       | 想定最大規模降雨時の<br>浸水深                        | 本市で浸水被害が発生した令和元年(2019<br>年)8月19日の時間雨量 70mm(狭山池ダム観測地点)の約2倍の降雨量となる、おおむね1,000年に1回程度の降雨(時間雨量147mm)を想定                      |  |
| 土砂災害 |          | 土砂災害特別警戒区域                               | 土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が<br>生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生<br>ずるおそれがあると認められる区域   |  |
|      |          | 土砂災害警戒区域                                 | 土砂災害による被害を防止・軽減するため、<br>危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域   |  |
|      |          | 砂防指定地                                    | 砂防三法指定区域   |  |
|      |          | 地すべり防止区域                                 | 砂防指定地:「砂防法」(明治 30 年(1897年) 3月 30 日)  |  |
|      |          | 急傾斜地崩壞危険区域                               | 地すべり防止区域:地すべり等防止法」(昭和<br>33年(1958年)3月31日)<br>急傾斜地崩壊危険区域:急傾斜地の崩壊によ<br>る災害の防止に関する法律」(昭和44年<br>(1969年)7月1日)               |  |

| 地理的特徴の種類・区域図等 | 想定される区域の内容  |
|---------------|---|
| 大規模盛土造成地      | 各間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、以下の要件に該当するもの・埋め型大規模盛土造成地:土の面積が3,000平方メートル以上・付け型大規模盛土造成地:盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5メートル以上 |

# 6-1 公共交通ネットワーク検討の必要性

○住民の生活を支える都市機能と居住を集約・誘導することに加え、<u>まちづくりと連動した公共交通ネット</u>ワークの再構築が重要。

○"生涯住み続けたいまち"として生活利便性を維持・向上するため、日常生活圏を踏まえた広域公共交通 ネットワークの形成について、近隣市及び関係機関等 と連携しながら一体的に検討し取り組む必要がある。

# 6-2 公共交通ネットワークの方針

| 交通結節点の位置づけ         |                     |
|--------------------|---------------------|
| 都市機能誘導区域(地区名)      | 該当箇所                |
| 1.金剛駅周辺地区          | 金剛駅周辺               |
| 2.大阪狭山市駅周辺地区       | 大阪狭山市駅 ~ 市役所周辺      |
| 3 . 狭山駅周辺地区        | 狭山駅周辺               |
| 4 . 今熊周辺地区         | 公共施設周辺              |
| 5 . 狭山ニュータウン地区北部地区 | コミュニティセンター周辺        |
| 6.狭山ニュータウン南部地区     | 東大池公園<br>誘導施設(病院)周辺 |

関連部局の意向、関連事業等の検討状況を踏まえ、以下の内容を精査し、更新しています。

\_\_公共交通ネットワーク方針図(下図)の更新

交通結節点としての文章表現

美原区 (黒山警察署周辺) へ 堺車・なんばへ 日常生活圏を踏まえた ルートの見直し 北野田駅 なかもず・なんばへ 交通結節点の位置づけと機能強化 泉ヶ丘駅 広域公共交通ネットワークの形成 本市の玄関口かつ大阪南部の拠点としての 空間価値の維持・向上 関西空港へ 水とみどりのネットワーク。 \* 冷谷駅 ウォーカブルネットワークとの連携 ● みどりの組成 レクリエーション・健康制度 交通結婚者(中心拠点) SHEEDS HARRING **公** 空通磁路点 (市外) 河内長野へ 一 河南助線/(文

- 7-1 居住誘導に関する施策展開の考え方(ストーリー)
- 7-2 居住誘導に関する具体的な誘導施策について

前回からの大きな変更なし 文言表現、レイアウトの修正、図の追加程度

- 7-3 都市機能誘導(拠点形成)及び公共交通ネットワークに関する施策展開の考え方(ストーリー)
- 7-4 都市機能誘導(拠点形成)及び公共交通ネットワークに関する具体的な誘導施策について
- ○居住誘導、都市機能誘導(拠点形成)、公共交通ネットワークに関する**全市的な誘導施策**について位置付けています。

| 誘導施策                       |                                    | 居住誘導 | 都市機能誘導(拠点形成) | 公共交通ネットワーク |
|----------------------------|------------------------------------|------|--------------|------------|
| 快適で利便性の高い居住環境の維持・向上        |                                    | 0    | 0            | 0          |
| 届出制度による都市機能の誘導             |                                    | 0    | 0            | -          |
| 既存ストックの活用                  |                                    | 0    | 0            | -          |
| 公共施設・都市イン                  | ンフラに関するまちづくり                       | 0    | 0            | 0          |
| 歩いて暮らせるまちづくりの推進            |                                    | 0    | 0            | 0          |
| 利便性の高い公共交通の維持・向上           |                                    | 0    | -            | 0          |
| 防災・減災対策の推進                 |                                    | 0    | 0            | -          |
| その他各種関連制度の活用               |                                    | 0    | 0            | 0          |
| 交通結節点の空<br>間価値・機能の維<br>持向上 | 既存の公共交通ネットワークの存続と<br>運営体制の効率化      | -    | -            | 0          |
|                            | 広域公共交通ネットワーク形成に向け<br>た東西方向への着手     | -    | -            | 0          |
|                            | 他市の拠点を含む都市拠点(交通結節<br>点)との連携        | -    | 0            | 0          |
|                            | 新たな交通モードや情報通信技術等を<br>踏まえた公共交通環境の構築 | -    | -            | O 2        |

# 都市機能誘導(拠点形成)及び公共交通ネットワークに関する具体的な誘導施策について

### 金剛駅周辺エリア



### ○各エリアの誘導施策を位置付けています。

関連部局の意向、関連計画・関連事業等の検討状況を踏まえ、以下の内 容を精査し、更新しています。

- 個別事業の検討熟度に応じた、内容の記載
- 上記を踏まえた各エリア全体の施策展開(ストーリー)の記載表現
- 各区域図の作成と誘導施策の書き込み

大阪狭山市公共施設再配置計画の検討内容を反映

#### 複合型の施設整備(市役所南館)

誘導すべき機能

誘導施設としての位置づけ

社会福祉機能

地域包括支援センター機能を有する施設

- ▶介護保険法第115条の46に基づく施設
- ※機能の一部は狭山ニュータウン地区北部周辺地区におけるコミュニティセ ンターと連携

社会福祉相談機能または活動支援機能を有する施設

- ▶大阪狭山市成年後見制度利用促進事業実施要綱第4条に基づく施設(権利擁 護支援センター)
- ▶社会福祉法第14条に基づく施設(生活サポートセンター)
- ▶生活困窮者自立支援法第4条に基づく施設(生活サポートセンター)
- ▶大阪狭山市男女共同参画推進条例第 20 条に基づく施設(男女共同参画推進 センター)
- ▶障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基 づく施設(基幹相談支援センター)
- ※機能の一部は今熊地区における複合型の施設と連携
- ※大阪狭山市公共施設再配置計画(令和6年9月策定予定)及び大阪狭山市立学校園の適 正規模・適正配置に関する実施方針(令和6年9月策定予定)等に基づく取組みの検 討状況により、内容が変更となる可能性があります。

### 大阪狭山市駅周辺エリア

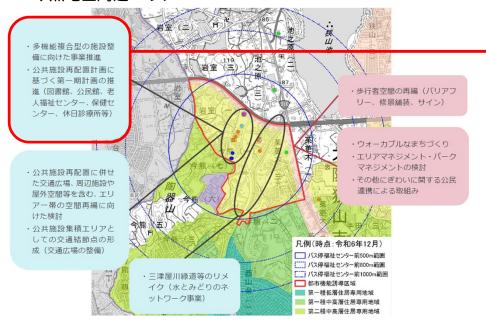


# 都市機能誘導(拠点形成)及び公共交通ネットワークに関する具体的な誘導施策について

# 狭山駅周辺エリア



#### 今熊地区周辺エリア



関連部局の意向、関連計画・関連事業等の検討状況を踏まえ、以下の内 容を精査し、更新しています。

- 個別事業の検討熟度に応じた、内容の記載
- \_上記を踏まえた各エリア全体の施策展開(ストーリー)の記載表現
- 各区域図の作成と誘導施策の書き込み

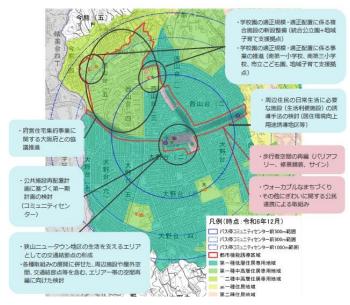
#### 大阪狭山市公共施設再配置計画の検討内容を反映

| 誘導すべき機能 | 誘導施設としての位置づけ                           |
|---------|--|
| 社会福祉機能  | 老人福祉センター機能を有する施設                       |
|         | ▶老人福祉法第 15 条第 5 号に基づく施設                |
|         | ※機能の一部は大阪狭山市駅周辺地区における複合型の施設と連携         |
|         | 社会福祉相談機能または活動支援機能を有する施設                |
|         | ▶大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターの設置     |
|         | 及び管理に関する条例第1条に基づく施設 (母子・父子及び心身障害者福     |
|         | 祉センター)                                 |
|         | ▶障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に     |
|         | 基づく施設(障がい者地域活動支援センター)                  |
|         | ※機能の一部は大阪狭山市駅周辺地区における複合型の施設(市役所南館)     |
|         | と連携                                    |
| 子育て機能   | 地域子育て支援拠点機能を有する施設                      |
|         | ▶児童福祉法第6条の3第6項に基づく施設(地域子育て支援拠点事業)      |
|         | ▶児童福祉法第 10 条の 3 第 1 項に基づく施設(地域子育て相談機関) |
| 医療機能    | 休日診療機能を有する施設                           |
|         | ▶第8次大阪府医療計画に基づく初期救急医療機能を有する休日診療所       |
|         | 保健センター機能を有する施設                         |
|         | ▶地域保健法第18条第2項に基づく施設                    |
| 教育文化機能  | 図書館機能を有する施設を有する施設                      |
|         | ▶図書館法第2条に規定する図書館                       |
|         | 公民館機能                                  |
|         | ▶社会教育法第 21 条第 1 項に基づく施設                |
|         | 社会教育センター機能                             |
|         | ▶大阪狭山市社会教育センター条例第1条に基づく施設              |
|         | 市民活動支援センター機能を有する施設                     |
|         | ▶大阪狭山市市民公益活動促進条例第8条により整備された活用場所        |

※大阪狭山市公共施設再配置基本構想 (令和7年3月策定予定) 等の取組み状況を踏まえ、 24 内容が変更となる可能性があります。

# 7-4 都市機能誘導(拠点形成)及び公共交通ネットワークに関する具体的な誘導施策について

# 狭山ニュータウン地区北部周辺エリア



### 狭山ニュータウン地区南部周辺エリア



関連部局の意向、関連計画・関連事業等の検討状況を踏まえ、以下の内容を精査し、更新しています。

- 個別事業の検討熟度に応じた、内容の記載
- \_\_上記を踏まえた各エリア全体の施策展開(ストーリー)の記載表現
- 各区域図の作成と誘導施策の書き込み

#### 大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針の検討内容を反映

| <b>建筑士业土地约</b> | <b>まが作いし、ての位置づけ</b>               |
|----------------|-----------------------------------|
| 誘導すべき機能        | 誘導施設としての位置づけ                      |
| 子育て機能          | 地域子育て支援拠点機能を有する施設                 |
|                | ▶児童福祉法第6条の3第6項に基づく施設(地域子育て支援拠点事業) |
|                | ▶児童福祉法第10条の3第1項に基づく施設(地域子育て相談機関)  |
| 教育文化機能         | 認定こども園機能を有する施設                    |
|                | ▶就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 |
|                | 第2条第6項に基づく施設                      |

※大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針(令和6年9月)、大阪狭山市公共施設再配置計画(令和6年9月)に基づく取組み状況により、内容が変更となる可能性があります。

# 8-1 計画 (PLAN)の進行管理

○PDCAサイクルに基づいた計画の進め方について記載しています。

点検結果を踏まえた改善 ACTION



計画の策定・改定・見直し 取組みの企画・検討 PLAN

目標の達成状況、社会潮流、都市構造の状況、市民ニーズの変化、関連事業の進捗状況等に応じた計画内容・取組み内容の見直し。

- 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定・改 定・見直し
- 図連計画の策定・改定・見直し
- 図連事業等の企画・検討
- O めざすべき方向性(方針・目標値など)の設定

市民意識・ 都市活動等の 状況把握



市民協働・ 公民連携 による実践

- 目標達成状況及び課題の評価分析
- 社会潮流及び都市構造の現状と課題の把握分析
- 関連計画、関連事業等の進捗、見直し

- 0 計画等の進捗
- 誘導施策等の実施・展開
- 市民協働・公民連携によるエリア一帯での取組みの実施・展開

評価分析等による点検 CHECK



施策・取組みの展開 DO 前回からの大きな変更なし 文言表現、レイアウトの修正、図の追加程度

○都市再生特別措置法に基づく届出制度の概要について記載しています。(居住誘導区域外の開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設の動向等の把握や事前に協議する機会を確保することが目的。)

#### 届出の対象(居住誘導区域<u>外</u>での行為に限る)

| 開発行為  | 3戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為<br>1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が1,000 ㎡以上のもの |
|-------|---|
| 建築等行為 | 3戸以上の住宅を新築しようとする場合<br>建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の<br>住宅とする場合      |

#### 届出の対象(都市機能誘導区域外での行為に限る)

| 開発行為  | 法に基づく誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発<br>行為を行おうとする場合  |
|-------|---|
| 建築等行為 | 法に基づく誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合<br>もしくは建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して法に<br>基づく誘導施設を有する建築物とする場合 |

#### 届出の対象(居住誘導区域外での行為に限る)

誘導施設の休止・廃止

都市機能誘導区域内において法に基づく誘導施設を休止また は廃止しようとする場合に届出が必要。 26

# 8-2 施策・取組みの展開(DO)

○第7章の誘導施策のうち、<u>短期的な取組内容とスケジュー</u><u>ル</u>を記載する予定です。

各都市機能誘導区域において、早期の取組みが想定されるものについて、個別事業や関連計画の検討熟度に応じてスケジュールを更新しています。

# 8-3 評価分析等による点検 (CHECK)

○都市計画マスタープラン同様、<u>「アウトプット評価」</u>及び「モニタリング評価」について位置付けています。



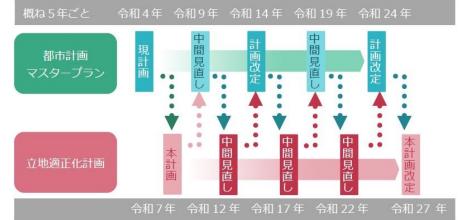
**個々の取組みに**対するアウトプット評価は、都市計画マスタープランにおけるアウトプット評価において行う。

モニタリング評価については、第7章 誘導施策を踏まえ具体的な内容を設定。

# 8-4 計画見直しの考え方(ACTION)

○都市計画マスタープランの見直し、改定状況も踏まえなが ら、<mark>概ね5年ごと</mark>に本計画の見直し、改定を行います。

第2回策定委員会の意見を踏まえ内容を見直しています。



評価の位置づけを踏まえ、誘導施策に応じた「評価指標」及び「目標値」を設定しています。 (次ページへ)

# 【計画素案 第8章 計画の進め方】

① 誘導施策1:快適で利便性の高い居住環境の維持・向上

② 誘導施策 2: 届出制度による居住及び都市機能の誘導

# 8-3 評価分析等による点検(CHECK)

| 目標指標  | 基準値                                       | 目標値  | 調査方法                |
|---|---|--|---------------------|
| 都市機能誘導区域内の地価(4地点)   | 地価公示平均<br>157,000 円/㎡(令和6年)               | 予想地価公示平均地価<br>220,400 円/㎡からの増加               | 地価公示                |
| 居住誘導区域内の人口密度  | 78.1人/ha(令和和2年)                           | 66.8人/haからの増加<br>社人研推計に基づく試算(令和27年)<br>を踏まえて | 国勢調査                |
| 今後も市内に住み続けたい問思う市民の割合<br>現在の場所に住み続けたいと考える市民の割合<br>市内に住み続けたいと考える市民の割合(20~49歳) | 78.8%(令和元年)<br>69.3%(令和元年)<br>73.5%(令和元年) | 基準値からの維持・増加                                  | 市民意識調査等(総合計画・都市マス等) |
| 人口の社会増減数  | 229人 (令和元年)                               | 基準値からの維持・増加                                  | 住民基本台帳              |
| 都市機能誘導区域内の誘導施設数全地区  | 55件 (令和6年)                                | 基準値からの維持・増加                                  | 本計画                 |
| 駅周辺がそれぞれの地域特性を活かした<br>魅力ある空間であると感じている市民の割合                                  | 24.6% (令和元年)                              | 基準値からの維持・増加                                  | 市民意識調査等(総合計画・都市マス)  |
| 市内にある事業所数 市全域   | 2,355件(令和2年)                              | 基準値からの維持・増加                                  | 経済センサス              |

③ 誘導施策3:既存ストックの活用

| 目標指標 | 基準値          | 目標値         | 調査方法     |
|------|--------------|-------------|----------|
| 空家率  | 11.0%(平成30年) | 基準値からの維持・減少 | 住宅土地統計調査 |

# ④ 誘導施策4:公共施設・都市インフラに関するまちづくり

| 目標指標                                       | 基準値                     | 目標値  | 調査方法                            |
|--|-------------------------|--|---------------------------------|
| 自身が住んでいる地域において日常で利用する道路環境<br>が悪いと思っている人の割合 | 30.8% (令和元年)            | 基準値からの維持・増加  | 市民意識調査等(総合計画・都市マス等)             |
| 公共施設の総延床面積約10%縮減                           | 約127,000 ㎡<br>(令和3 年度)  | 約114,300 m <sup>2</sup><br>大阪狭山市公共施設等総合管理計画<br>(令和4年改定)を踏まえて | 公共施設台帳                          |
| 市内公共施設の年間維持管理経費(人件費含む)                     | 4,629,479円/年<br>(令和5年度) | 基準値からの減少   | 大阪狭山市公共施設等総合管理計画・公共<br>施設再配置計画等 |

# ⑤ 誘導施策5:歩いて暮らせるまちづくりの推進

| 目標指標                        | 基準値          | 目標値         | 調査方法                |    |
|-----------------------------|--------------|-------------|---------------------|----|
| 安全な歩行者空間が確保できていると感じている市民の割合 | 28.8% (令和元年) | 基準値からの維持・増加 | 市民意識調査等(総合計画・都市マス等) | 28 |

# 【計画素案 第8章 計画の進め方】

⑥ 誘導施策6:利便性の高い公共交通の維持・向上

⑦ 誘導施策9:交通結節点の空間価値・機能の維持向上

# 8-3 評価分析等による点検 (CHECK)

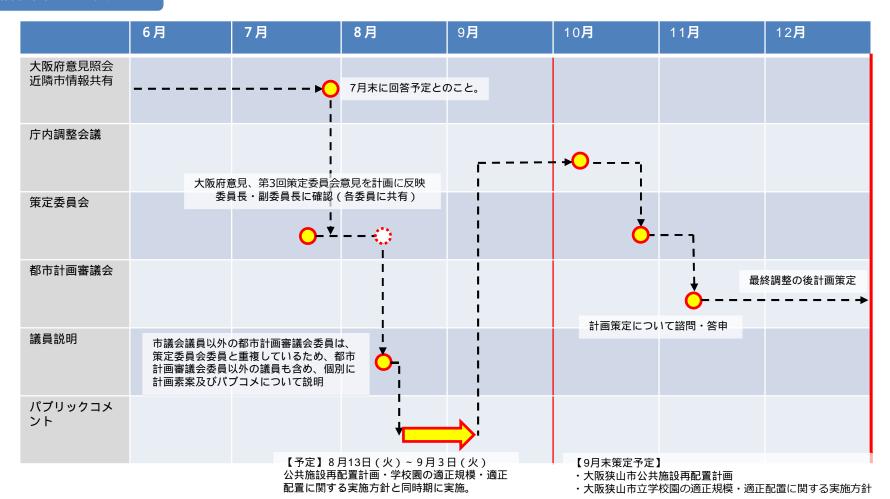
| 目標指標   | 基準値  | 目標値         | 調査方法                    |
|--|--|-------------|-------------------------|
| 市循環バス利用者数                                    | 44,778 人(令和5 年)                                  | 基準値からの維持・増加 | 統計資料                    |
| バスを利用する市民の割合<br>公共交通の利便性がいいと思っている人の割合        | 35.4%(令和元年)<br>32.6%(令和元年)                       | 基準値からの維持・増加 | 市民意識調査等(総合計<br>画・都市マス等) |
| 公共交通機関の徒歩圏人口カバー率                             | 100%(令和5年)                                       | 100%        | 国勢調査                    |
| 鉄道駅の利用者数<br>狭山駅乗降客数<br>大阪狭山市駅乗降客数<br>金剛駅乗降客数 | 5,273 人(令和4年)<br>8,479 人(令和4年)<br>26,468 人(令和4年) | 基準値からの維持・増加 | 大阪府統計年鑑                 |
| 公共交通の分担率                                     | 50.33%(令和2年)                                     | 基準値からの維持・増加 | 国勢調査                    |

⑧ 誘導施策7:減災・防災対策の推進(防災指針)に関する指標及び目標

| 目標指標   | 基準値                          | 目標値   | 調査方法                    |
|--|------------------------------|---|-------------------------|
| 大阪狭山市は災害に強いまちだと認識する市民の割合                             | 42.5%(令和元年)                  | 基準値からの維持・増加   | 市民意識調査等(総合計画・都市マス等)     |
| 耐震化率<br>住宅<br>特定既存不適格建築物(民間建築物)<br>下水道(重要な管きょの耐震対策率) | 80%<br>93.4%<br>10%(平成29 年度) | 95%<br>95%<br>大阪狭山市建築物耐震改修促進計画(平成30年)を踏まえて<br>25%<br>大阪狭山市下水道ビジョン2019(平成31年)を踏まえて | 住宅・土地統計調査(大阪府独自集計)<br>等 |
| 士砂災害特別警戒区域内住宅移転・補強<br>事業補助金の活用件数(累計)                 | 0件(令和2年)                     | 1 件<br>大阪狭山市強靭化地域計画(令和 3 年<br>)を踏まえて  | まちづくり推進部資料              |
| 自主防災組織数  | 69.7% (令和2年)                 | 82%<br>大阪狭山市強靭化地域計画(令和3年)を踏まえて  | 総合計画                    |
| 防災士資格取得者数(累計)  | 25 人(令和2年)                   | 80 人<br>大阪狭山市強靭化地域計画(令和3年)を踏まえて   | 総合計画                    |

# 【計画策定に向けた今後のスケジュールについて】

# 計画策定に向けて



計画策定後は、都市計画マスタープランの中間見直し(令和8年度頃に検討作業)又は立地適正化計画の次回中間見直し(令和11年度頃に検討作業)にあわせ、計画の見直し予定ですが、両計画の中間見直し時期までに、個別事業等の検討状況に応じて、必要に応じた見直し作業を行う可能性があります。